

函館市まちなか住宅建築取得費補助金の概要

○趣 旨

市民生活に必要な都市機能が集積する「まちなか」に居住を誘導し、居住機能・都市機能の集約と人口密度の維持を図ることによって、人口減少・少子高齢化が進む中であっても当該都市機能を効率的かつ持続的に確保・提供可能な「コンパクトなまち」の実現に資する。

○補助対象区域

函館駅前・大門地区 ※ 松風町，新川町の全部と，東川町，大手町，栄町，旭町，東雲町，大森町，若松町，千歳町，海岸町，大縄町の各一部

○補助対象経費

補助対象区域内において、「住宅」と「当該住宅の敷地」を、「新築」または「購入」によって取得するための費用（＝取得費）

○補助金の額

200万円 ※ 取得費の1/2の額が200万円に満たない場合は、取得費の1/2の額

○補助の対象となる者・住宅・敷地の概要

対象者	対象住宅	対象敷地
○自らが居住するため、新たに住宅・敷地を取得する者	○一戸建ての住宅（中古を含む） ○居住スペースが7.5㎡以上 ○耐震基準に適合	○面積が100㎡以上

○手続きフロー ※ **ゴシック** は市の行為

取得物件の選定 → 住宅建築取得計画の認定申請 → **計画の認定**
→ 住宅・敷地の売買（工事請負）契約 → 住宅・敷地の引き渡し
→ 引っ越し → 住所変更手続き（住民票・不動産登記） → 補助金交付申請 → **交付決定** → 実績報告 → **額確定** → **補助金の交付**